

宇都宮共和大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学精神である「人間形成の教育」に基づき、時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 学部または学科ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、その教育研究の向上を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第2節 組 織

(学部学科)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

シティライフ学部 シティライフ学科

子ども生活学部 子ども生活学科

2 前項の学部に置く学科及びその入学定員収容定員は、次の通りとする。

シティライフ学部	シティライフ学科	入 学 定 員	60名
----------	----------	---------	-----

		収 容 定 員	240名
--	--	---------	------

子ども生活学部	子ども生活学科	入 学 定 員	70名
---------	---------	---------	-----

		収 容 定 員	280名
--	--	---------	------

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(学内共同組織)

第4条の2 本学に、次の学内共同組織を置く。

都市経済研究センター

子育て支援研究センター

国際交流センター

2 学内共同組織に関する事項は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員)

第5条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

第4節 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第6条の2 大学運営にかかわる重要事項を審議し、かつ、各学部との連絡・調整を図るため、本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長、教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授、専任講師及び助教を加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

一 本学運営の方針及び諸規則の制定、改廃に関すること。

二 教育課程及び授業日に関すること。

三 学生の入学、卒業及び学位の授与その他学生の地位の得喪、変更に関すること。

四 外国からの留学生の受入れに関すること。

五 試験その他の評価及び単位の認定に関すること。

六 学生の指導及び賞罰に関すること。

七 国際交流の推進に関すること。

八 教員の選考、昇進及び教育研究業績等の審査ならびにその他教員の人事に関すること。

九 各種学内委員会の委員の選出に関すること。

十 その他教育、研究の運営に関する重要な事項

4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長等から求めがあった場合には、意見を述べることができる。

一 授業担当に関すること。

二 在外研究その他研究の推進に関すること。

三 学長又は学部長から諮問された事項

5 教授会の運営に関する細則は、別に定める。

第5節 名誉教授

(名誉教授)

第8条 本学に多年勤務し教育上又は学術上特に功績のあった教授に対し、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 春学期入学の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋学期入学の学年は、毎年9月16日に始まり、翌年9月15日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次の通りとする。

一 日曜日

二 国民の祝日

三 本学園の創立記念日

四 春期休業 3月10日から3月31日及び4月1日から4月3日まで

五 夏期休業 8月10日から8月31日まで

六 冬期休業 12月28日から翌年1月3日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認められるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 学 部 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第13条 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入 学

(入学者の時期)

第14条 入学の時期は、第10条に規定する各学期の始めとする。再入学及び転入学についても同様とする。

(入学者の資格)

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の課程を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

七 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他の所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料、施設設備費及びその他の納入金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第19条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者は、選考のうえ学長が第2年次もしくは、第3年次に入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学位授与機構から学士の学位を授与された者

三 大学に2年以上在籍し中途退学した者

四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

五 学校教育法施行規則附則第7条の規定により大学に編入学することができる資格を有する者

六 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、卒業要件単位の2分の1を上限として、教授会の議を経て学長が決定する。

(転入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

一 前条第1項第1号及び第3号に掲げる者

二 学校教育法施行規則第92条の3に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

三 他の大学に在学中の者又は在学した者

2 前項の規定により許可された者の在学年数、既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第21条 本学の退学者又は除籍者で再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、次の各号に該当する場合を除き、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することがある。

一 第37条第2号の規定に基づき除籍された者

二 第41条第2項の規定に基づき退学した者

2 前条第2項の規定は、前項により入学を許可された者に準用する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第22条 授業科目を分けて、基礎教育科目、専門教育科目、教職に関する科目、保育士資格に関する

る科目とする。

(単位計算方法)

第23条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって1単位とする。
- 二 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって1単位とする。
- 三 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき、学長が30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の学修を希望する学生は、事前に教授会の許可を得なければならない。
- 3 第1項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(本学以外で修得した単位の取扱い)

第28条 前3項の規定による単位の取扱いは、教授会の議を経て学長が決定する。

(成績)

第29条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表わし、S・A・B・Cを合格とする。

(その他)

第30条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法、教育職員免許状及び保育士資格に関する事項等については、別に定めるところによる。

第4節 休学，転学，転学部・転学科，留学及び退学

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により2か月以上修学することができない者は，学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められるものについては，学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，その期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は，通算して4年を超えることができない。なお，春学期休学及び秋学期休学は0.5年として計算する。

3 休学期間は第13条の在学期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間中であっても，その理由が消滅したときは，学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は，学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は，第38条に定める在学期間に含めることができる。

3 第25条の規定は，外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(転学部・転学科)

第35条の2 本学の所属学部・学科から本学の他学部・他学科へ転学部，転学科を志願する者があるときは，学長は，選考のうえ，相当年次に転学部，転学科を許可することができる。

2 前項の転学部・転学科に関する必要な事項は，別に定める。

(退学)

第36条 退学しようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の1に該当する者は，教授会の議を経て，学長が除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り，督促しても納付しない者
- 二 第13条に定める在学年限を超える者
- 三 休学期間が4年を超える者
- 四 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 五 長期間にわたり行方不明の者
- 六 死亡した者

第5節 卒業及び学士号

(卒業)

第38条 本学に4年以上在学し、別に定める所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学士)

第39条 卒業した者には、次の学士の学位を授与する。

シティライフ学部 シティライフ学科 学士(経済学)

子ども生活学部 子ども生活学科 学士(子ども生活学)

第6節 賞 罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、その情状により訓告、受験停止、停学及び退学とする。これらの処分の手続きに関することは、別に定める。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改心の見込みがない者

二 正当な理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は、第12条の修業年限に算入しない。

第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第43条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

第46条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第8節 授業料その他の納入金

(授業料その他の納入金)

第47条 授業料その他の納入金の額は、次のとおりとする。

	シティライフ学部	子ども生活学部
	シティライフ学科	子ども生活学科
検定料	30,000円	30,000円
入学金	200,000円	200,000円
授業料	年額 650,000円	年額 650,000円
施設設備費	年額 200,000円	年額 300,000円
教育充実費	年額 60,000円	年額 60,000円
実験実習費	—	年額 90,000円

2 学生は在学中に授業料その他の納入金に変更があった場合には、あらたに定められた金額を納入しなければならない。

(授業料等の納入)

第48条 春学期納入期間は、4月1日から4月30日までとする。秋学期納入期間は、10月1日から10月31日までとする。

(復学等の場合の授業料)

第49条 春学期又は秋学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した学期からの授業料を復学又は入学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第50条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料を納入するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第51条 春学期又は秋学期の途中で退学し又は除籍された者の該当学期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第52条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した学期の次の学期からの授業料その他の納入金を免除する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第53条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(研究生及び科目等履修生の授業料等)

第54条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の検定料及び授業料等については、別に定める。

(納入した授業料等)

第55条 納入した検定料，入学金，授業料，施設設備費及びその他の納入金は返還しない。

第9節 公開講座

(公開講座)

第56条 社会人の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することができる。

附 則

- この学則は，平成11年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する入学定員及び収容定員は，平成11年から平成13年までの間は次のとおりとする。

年 度	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
平成11年度	200		200
平成12年度	200		400
平成13年度	200	20	620

附 則

この学則は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成18年4月1日から施行する。ただし，第22条及び第30条の規定は，平成18年度入学者から適用する。

附 則

この学則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は，平成23年4月1日から施行する。
- 第3条第2項の規定にかかわらず，収容定員は，平成23年度から平成25年度までの間は次のとおりとする。

学部・ コース等 年度	シティライフ学部				子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科				子ども生活学科	
	—	昼間主 コース	夜間主 コース	3年次 編 入	—	
平成23年度	100	510	90	20	100	820
平成24年度	200	340	60	0	200	800
平成25年度	300	170	30	0	300	800

附 則

- この学則は，平成26年4月1日から施行する。

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、収容定員は、平成26年度から平成28年度までの間は次のとおりとする。

学部 年度	シティライフ学部	子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科	子ども生活学科	
平成26年度	360	400	760
平成27年度	320	400	720
平成28年度	280	400	680

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、収容定員は、平成30年度から平成32年度までの間は次のとおりとする。

学部 年度	シティライフ学部	子ども生活学部	合 計
	シティライフ学科	子ども生活学科	
平成30年度	240	370	610
平成31年度	240	340	580
平成32年度	240	310	550

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の規定は、令和4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学の目的に関する内規

第1条 宇都宮共和大学学則第1条第1項に定める人材の養成及び教育研究等に関する目的は、この内規の定めるところによる。

第2条 シティライフ学部の人材の養成及び教育研究等の目的は、第3条及び第4条に定めるところとする。

第3条 シティライフ学部で養成する人材は、生活者の視点を踏まえつつ、都市の全体像との関連の中で判断することのできる専門家である。「都市の経済と経営」「都市づくり」「都市の社会と生活」という3つの観点から総合的に都市を把握することを重視し、都市生活者と直接かかわる場面で活躍し、都市生活を支えている様々な組織で貴重な戦力になることが期待される人材を養成する。

第4条 シティライフ学部は、前条の人材を養成するため、以下に掲げる「4つの能力」の育成を教育目標とする。これらの能力は、相互に関連しており、4つの能力を身に付けることにより総合力が発揮できることを目指している。

- 一 社会に対する幅広い関心と知識を有し、多様な人々とコミュニケーションをとれる能力を育成する。
- 二 基本的な知識を習得するとともに、様々な情報を収集・整理・創造しうる能力を育成する。
- 三 社会生活の場である都市に生起する諸課題を比較検討、分析するとともに、具体的な課題に対する解決策を考える能力を育成する。
- 四 社会的な存在である大学の役割を踏まえて、市民、自治体、企業との多面的な社会ネットワークづくりに貢献できる能力を育成する。

第5条 子ども生活学部の人材の養成及び教育研究等の目的は、第6条及び第7条に定めるところとする。

第6条 子ども生活学部で養成する人材は、子どもの心身の発達と子どもの生活について、子どもが育つ家族や家庭生活、地域の自然環境、社会環境とのかかわりから、総合的、体系的にとらえて、子どもの立場に立って、子どもの健康で豊かな発達を支えることのできる専門家である。育ちつつある幼い子どもを大切にし、生活主体としての子どもが生き生きと育つことができるよう、総合的な視野と見識から子どもを見守り、育てることができる能力を持った人材を養成する。

第7条 子ども生活学部は、前条の人材を養成するため、以下に掲げる「5つの能力」の育

育環境を創ることのできる能力を修得している。

二 子どもや保育者や同僚とのコミュニケーション力,積極的に他者と関わる意欲と資質を身に付けている。

三 子どもの成長・発達に関わる専門職としての知識・技能を磨き,子どもが主体となる生活や社会を創り出す力を修得している。

四 子どもに関連する得意な分野の専門性を深め,さまざまな保育の場で,子どもを豊かに育てる力を身に付けている。

五 理論を応用する実践力や,実践を振り返り洞察する力を修得している。

附 則

この内規は,平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は,平成29年11月1日から施行する。

宇都宮共和大学シティライフ学部履修規程（カリキュラム 2023）

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮共和大学学則第30条の規程に基づき、シティライフ学部（以下「本学部」という。）の授業科目の種類・単位数及び履修方法その他必要な事項を定める。

（教育課程）

第2条 教育課程は、次のように編成する。

- 一 授業科目の区分は、基礎教育科目及び専門教育科目並びに教育職員免許状を取得しようとする者に対する教職に関する専門科目とする。
- 二 基礎教育科目を外国語科目、教養科目、情報処理科目及び保健体育科目に、専門教育科目を基本科目及び発展科目にそれぞれ区分する。
- 三 必修科目、選択必修科目及び自由選択科目を置く。

（授業科目、単位数及び履修方法等）

第3条 授業科目、単位数及び履修方法等については、別表I及び別表IIのとおりとする。

- 2 卒業に必要な単位数は、必修科目28単位、選択必修科目58単位、自由選択科目（単位修得済の選択必修科目以外の科目）38単位、合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、教職に関する専門科目の単位は除く。
- 3 履修科目の年間登録単位数の上限は、48単位とする。ただし、教職に関する専門科目については、8単位まで登録単位数に含めないことができる。
- 4 既に単位を修得した授業科目及び上級年次配当の授業科目は履修することができない。
- 5 下級年次配当の授業科目は、自由に履修することができる。
- 6 教育職員免許法の規程により中学校教諭一種免許状（社会）及び高等学校教諭一種免許状（公民）を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

（単位計算の基準）

第4条 単位計算の基準は、学則第23条の規程による。

（授業時間割表の公示）

第5条 毎学年の授業科目、担当教員及び授業時間割表は、学年の始めに公示する。

（履修授業科目の届出）

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期の始め所定の期日までに学部長へ届出て承認を得なければならない。

（履修授業科目の修了認定及び評価）

第7条 履修した授業科目については、合格した者に単位を与える。

- 2 成績の評価は、学則第29条の規程による。
- 3 試験の成績は、平素の出席状況、履修状況及び学習報告等を含め担当教員が評価を付けて判定する。

(不合格授業科目)

第8条 不合格授業科目について、単位を修得しようとするときは、第9条第3項及び第4項の場合を除き、次の学期以降にあらためて履修のうえ定期試験を受験しなければならない。

(試験)

第9条 定期試験は、特別の事情のある場合を除き毎学期末に行う。

- 2 授業の出席時間数が当該授業科目の総時間数の3分の2に達しない者については、原則として受験資格を与えない。
- 3 定期試験を病気又は事故等やむを得ない事由により受験できなかった者に対しては、本人の願い出により追試験を行うことがある。
- 4 定期試験の結果、不合格となった授業科目について、再試験は原則として行わない。ただし、卒業年次の学生で別に定める要件を満たす者に限り、本人の願い出により再試験を行うことがある。
- 5 前3、4項の試験を受験する者は、願書に所定の受験料を添えて申し込まなければならない。
- 6 担当教員が必要と認めた場合は、臨時試験を行うことがある。

(成績通知書)

第10条 学期毎の定期試験の結果については、毎学期末に成績通知書を交付する。ただし、卒業年次の学生については、卒業式当日までに交付する。

(進級)

第11条 第2学年から第3学年への進級にあたっては、41単位以上を修得していなければならない。ただし、教職に関する専門科目の単位は含まない。

(不正行為)

第12条 第9条に規定する試験において不正行為を行ったと認められた者は、学則第41条の規程に基づき懲戒処分を受けるものとする。

- 2 不正行為を行った者に対しては、行為の軽重により、懲戒処分内容を本人及び保証人に通知または、学内に公示するほか、当該試験科目無効または、当該試験期の全試験科目無効等の取扱いを受けるものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条一号、第3条第1項、同条第2項、同条第3項ただし書き、同条第6項、第11条ただし書きの規程は、平成18年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規程は、平成21年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規程は、平成23年度入学者か

ら適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条二号、第 3 条第 2 項、同条第 3 項の規程は、平成 25 年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の規程は、平成 28 年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項の規程は、平成 31 年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の規程は、令和 5 年度入学者から適用する。

別表 I カリキュラム2023

科目区分		授業科目	履修年次別単位						履修方法等			
			1年次	2年次	3年次	4年次	必修	選択必修				
基礎教育科目	外国語科目	英語	◎総合英語	2					4		◎印は必修科目 4単位 他語学科目を 1科目2単位以上 選択必修 計6単位以上	
			◎オーラルイングリッシュ	2								
			実用英語		2							
		その他外国語	フランス語		2							
			ドイツ語		2							
	中国語			2								
	韓国語			2								
	日本語	◎日本語基礎 I	2						4		◎印は必修科目 4単位 他語学科目を 1科目2単位以上 選択必修 計6単位以上	
		◎日本語基礎 II	2									
		日本語応用		2						2		
		日本語上級		2								
	教養科目	自然	生き物の社会	2							8	教養科目のうち 3分野から 4科目8単位以上 選択必修
			地理学概論	2								
			都市と自然	2								
			経済数学入門	2								
			統計学入門	2								
地球環境論				2								
社会		社会学入門	2									
		法学入門	2									
		政治学入門		2								
人文		地誌学概論	2									
		日本史概論	2									
		栃木の歴史と文化	2									
		言語の科学			2							
人間		哲学・倫理学概論	2									
		宗教学概説	2									
		心理学入門	2									
教育	教育原理	2										
	教育制度論	2										
	教育心理学		2									
	特別支援教育		2									

科目区分	授業科目	履修年次別単位						履修方法等		
		1年次	2年次	3年次	4年次	必修	選択必修			
基礎教育科目	情報処理科目	情報リテラシ	2					4	情報処理科目から 2科目4単位以上 選択必修	
		データサイエンス入門	2							
		情報社会とAI	2							
		情報システム論	2							
		データベース概論		2						
		データ分析技術		2						
	保健体育科目	体育Ⅰ	1						自由選択	
		体育Ⅱ	1							
専門教育科目	基本科目	◎経済の基礎	2				6	8	◎印は必修科目 1年次科目6単位 2年次科目4単位 ●印から 4科目8単位以上 選択必修 ○印から 2科目4単位以上 選択必修	
		◎経済学入門	2							
		◎シティライフ学入門	2							
		●シティライフとまちづくり	2							
		●都市問題入門	2							
		●都市づくり入門	2							
		●経営学総論	2							
		●憲法	2							
		●簿記初級	2							
		●簿記上級	2							
		●観光学総論	2							
		●コミュニケーションスキル	2							
		●日本語表現技術			2					
		◎ミクロ経済学Ⅰ		2			4			4
		◎マクロ経済学Ⅰ		2						
		○ミクロ経済学Ⅱ		2						
		○マクロ経済学Ⅱ		2						
		○都市経済学			2					
		○経済政策論			2					
		○地域経済学			2					
		○公共経済学			2					
		◎基礎ゼミ	2				14			
◎ゼミナールⅠ		4								
◎ゼミナールⅡ			4							
◎卒業研究				4						
簿記演習Ⅰ		2				自由選択				
簿記演習Ⅱ			2							

科目区分	授業科目	履修年次別単位						履修方法等
		1年次	2年次	3年次	4年次	必修	選択必修	
専門教育科目	経営の歴史	2						1～2年次発展科目から8科目16単位以上選択必修
	現代社会論	2						
	生活経済論	2						
	経済史Ⅰ		2					
	経済史Ⅱ		2					
	日本経済論		2					
	世界経済論		2					
	経済統計論		2					
	都市計画論		2					
	都市の歴史		2					
	住宅論		2					
	都市と交通Ⅰ		2					
	都市と交通Ⅱ		2					
	マーケティング論		2					
	財務会計論		2					
	原価計算		2					
	都市社会学		2					
	消費者行動論		2					
	社会保障論		2					
	民法入門		2					
	行政法		2					
	地方自治論		2					
	租税論		2					
	財政論		2					
	ホスピタリティ産業論		2					
	地域資源論		2					
旅行ビジネス論		2						
シテライフ学特論① 都市景観デザイン論		2						
シテライフ学特論② 子ども生活学概論		2						

16

科目区分	授業科目	履修年次別単位						履修方法等
		1年次	2年次	3年次	4年次	必修	選択必修	
専門 教育 科目	キャリアデザインⅠ	2						自由選択
	キャリアデザインⅡ		2					
	インターンシップ			1				
	企業研究			2				
	経済データ分析入門			2				3年次発展科目から 8科目16単位以上 選択必修
	欧米経済論			2				
	環境経済学			2				
	労働経済学			2				
	金融論			2				
	都市政策論			2				
	まちづくりの統計学			2				
	不動産ビジネス論			2				
	経営戦略論			2				
	流通産業論			2				
	管理会計論			2				
	都市コミュニティ論			2				
	商品企画論			2				
	労働法			2				
	国際政治学			2				
	応用経済学			2				
	地方財政論Ⅰ			2				
	地方財政論Ⅱ			2				
	観光マーケティング論			2				
	ホテルマネジメント論			2				
	日本文化論			2				
	観光地活性化論			2				
シテライフ学特論③ 現代ビジネスの幸福論			2					

別表Ⅱ（教職に関する専門科目）

	授 業 科 目	履修年次別単位				履 修 方 法 等
		1年次	2年次	3年次	4年次	
教 職 専 門 科 目	教職概論	2				
	教育課程論	2				
	社会科教育法Ⅰ		2			
	社会科・公民科教育法Ⅰ		2			
	社会科教育法Ⅱ			2		
	社会科・公民科教育法Ⅱ			2		
	道德教育の指導法		2			
	総合的な学習の時間の指導法		2			
	教育とICT活用		1			
	特別活動の指導法		2			
	教育方法学		2			
	生徒・進路指導論		2			
	教育相談		2			
	事前・事後指導				1	
	教育実習（中・高）				2	
	教育実習（中）				2	
教職実践演習（中・高）				2		

宇都宮共和大学図書館利用規程

(趣旨)

第1条 宇都宮共和大学図書館規程第5条の規程に基づき、宇都宮共和大学図書館（以下「図書館」という。）における、図書その他の資料（以下「図書及び視聴覚資料等」という。）の利用は、この規程に定めるところによる。

(開館及び休館等)

第2条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、年末年始等の休業日及び創立記念日のほかは原則として開館する。

2 臨時の開館又は休館及び開館時間の変更は、館長が定める。

(利用)

第3条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本学教職員、学生、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生
- 二 館長の許可を得た者

(閲覧、視聴、複写及び貸出)

第4条 閲覧、視聴、複写及び貸出は第2項から第9項に定めるところによる。

- 一 禁帯出図書、雑誌及び紀要類等は、原則として館内閲覧とする。
- 二 ビデオテープ、コンパクトディスク等の視聴覚資料は、原則として館内視聴とする。
- 三 複写は、館長が別に定める資料については認めない。ただし、館長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 四 複写機の利用は、セルフサービスを原則とし、不適当な使い方で故障が生じた場合は、使用者が損害を賠償するものとする。
- 五 複写により、著作権法上の問題が生じた場合は、すべて当該複写を行った者がその責任を負うものとする。
- 六 図書は、特別図書と普通図書に分け、特別図書は原則として貸出を行わない。
- 七 図書の貸出冊数は、教職員は1人20冊以内3ヶ月、学生は5冊以内2週間とする。ただし、学則第11条第4号から第6号に定める期間については、館長がそのつど定める。
- 八 前条第2号に基づく者に対する貸出については、図書館の運営に支障がない限り、館長が冊数及び期間を定めることができる。

第5条 貸出中の図書は、図書館から求めがあった場合、返納しなければならない。

第6条 貸出中の図書は、転貸してはならない。

(弁償義務)

第7条 貸出中の図書及び視聴覚資料等を紛失又は破損したときは、同一現物をもって弁償させ、又は補修させる。ただし、事情によっては相当代価をもって弁償させることができる。

(閲覧、視聴、複写及び貸出の停止)

第8条 閲覧、視聴、複写及び貸出の各条項に違反した者には、館長が図書及び視聴覚資料等の閲覧、視聴、複写機の使用及び貸出を停止し、その旨を公示する。

(利用の斡旋)

第9条 教職員、学生及び研究生等から学外の図書の利用について申し出があったときは、その

斡旋をする。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、各キャンパスの図書館の管理運営等に関する事項については、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

宇都宮共和大学（宇都宮シティキャンパス・那須キャンパス）

課外活動施設管理規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮共和大学（以下「本学」という。）の学生が課外活動を通じて、心身を鍛練し、社会生活に必要な自律性並びに協調性等を養うことを目的として設置した課外活動施設の管理及び運営について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「課外活動施設」とは、宇都宮シティキャンパス教育厚生棟サークルラウンジ及び音楽室（以下「サークル室」という。）及び那須キャンパスサークル棟クラブ室（以下「サークル棟」という。）をいう。

（管理運営）

第3条 課外活動施設の管理運営は、学長の命を受けシティライフ学部長（以下「学部長」という）が行う。

（使用条件）

第4条 課外活動施設を使用できる者は、課外活動を目的とする本学の学生団体（サークル）とする。

（使用手続）

第5条 課外活動施設を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続を経て、学部長の許可を受けなければならない。

（使用期間）

第6条 課外活動施設は、12月28日から翌年1月4日までの期間を除き、使用することができる。

（使用者の責務）

第7条 使用者は、課外活動施設を適正に使用し、保全することに意を用いるとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 鍵又は施設の転貸をしないこと。
- 二 施設・設備は、許可なく造作、加工及び移動をしないこと。
- 三 施設・設備は、常に整理・整頓し、使用後は必ず清掃を行うこと。
- 四 火気の取扱いには細心の注意を払い、火災の予防に万全を期すこと。
- 五 所定の場所以外に掲示等をしないこと。
- 六 その他係員の指示事項を守ること。

2 使用者は、前項に規定するほか、宇都宮共和大学サークル室使用基準を守らなければならない。

(許可の取消し又は使用の停止)

第8条 学部長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該使用許可を取り消し、又は使用の停止をさせることができる。

- 一 使用許可願の記載事項に違反することが明らかになったとき。
- 二 使用者が関係規程等に違反したとき。
- 三 使用団体の解散その他の理由により使用目的が消滅したとき。
- 四 課外活動施設の管理上支障が生じたとき。

(教職員の立入り)

第9条 使用者は、施設・設備の管理上の必要から行う教職員の課外活動施設への立入りに立会い、並びに管理上必要とする指示に従わなければならない。

(弁償)

第10条 使用者が故意又は過失により施設・設備等をき損あるいは滅失したときは、当該損害を弁償しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、課外活動施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学（宇都宮シティキャンパス）サークル室使用基準

（趣旨）

第1条 宇都宮共和大学（宇都宮シティキャンパス・那須キャンパス）課外活動施設管理規程第11条の規定に基づき、宇都宮シティキャンパス教育厚生棟サークルラウンジ及び音楽室（以下「サークル室」という。）の使用に関しては、この基準の定めるところによる。

（使用目的及び使用区分）

第2条 サークル室は、文科系及び体育系に所属する学生団体が次の区分に従って使用するものとする。

- 一 原則として、長期間、特定及び複数のサークルが、行事の企画・立案及び編集等を行うために使用する。
- 二 ただし、サークル室に空室がある場合には、短期間、特定及び複数のサークルが、サークルの会議、討論会、研究会等のために使用することができるものとする。

（使用許可期間）

第3条 長期間使用許可できる期間は、当該年度限りとし、短期間の使用許可は、原則として1日を超えないものとする。

（使用時間）

第4条 サークル室を使用できる時間は、午前8時から午後8時までとする。

ただし、学部長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（使用手続）

第5条 使用手続は、次によるものとする。

- 一 長期間使用する場合、サークルの代表責任者は、年度当初の所定の期日までに顧問教員連署のうえ「サークル室使用願（長期）」を学部長に提出し、許可を受けなければならない。

（使用者の義務）

第6条 サークル室の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- 二 使用許可を受けた期間及び時間を守ること。
- 三 個人及びサークル固有の物品は原則として持ち込まないこと。
- 四 常に節電に心がけ、照明については必要なとき以外には点灯しないこと。
- 五 貴重品は必ず携帯することとし、盗難防止に注意すること。
- 六 各所の使用方法について別途指示がある場合には従うものとする。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学（宇都宮シティキャンパス・那須キャンパス）

体育施設及び講義室等使用要項

（趣旨）

第1条 宇都宮共和大学の体育施設及び講義室等（次条を除き，以下「体育施設等」という。）の使用については，授業及び大学行事に使用する場合を除き，この要項の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要項において体育施設とは，体育館，運動場及びテニスコートをいい，講義室等とは，講義室及びその他の施設をいう。

（使用者の範囲）

第3条 体育施設等を使用できる者は，次のとおりとする。

- 一 本学学生
- 二 本学教職員
- 三 その他学長が認める者

（使用時間）

第4条 体育施設等の使用時間は，日曜・祝日等を除く，午前9時から午後9時までの間とする。ただし，学長が必要と認めた場合は，これによらないことができる。

（使用手続）

第5条 学生がサークル活動として体育施設を継続（2日以上）して使用しようとする場合は，所定の願書により使用責任者が顧問教員連署のうえ，使用開始予定日の14日前までに学長に願い出て，許可を受けなければならない。

2 前項の場合を除き，体育施設等を使用しようとする場合は，所定の願書により使用責任者（学生の場合は，指導教員等と連署）が使用予定日の7日前までに学長に願い出て，許可を受けなければならない。

（遵守事項）

第6条 体育施設等の使用を許可された者（以下「施設使用者」という。）は，次の事項を遵守しなければならない。

- 一 使用願に記載した使用目的以外に使用しないこと。
- 二 使用の許可を受けた体育施設等を他の者に転貸しないこと。
- 三 「宇都宮共和大学体育施設等使用心得」に定める事項
- 四 その他学長が必要と認める事項

(許可の取消等)

第7条 学長は、前条の遵守事項を遵守しない施設使用者に対し、体育施設等の使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

(損害賠償)

第8条 施設使用者が故意又は過失により体育施設等及び備品等を破損又は滅失させた場合には、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

宇都宮共和大学（那須キャンパス）体育施設等使用心得

宇都宮共和大学体育施設等の使用に関しては、この使用心得の定めるところによる。

1. 共通事項

体育施設等を使用する者は、次の事項を遵守すること。

- 1) 節電及び節水に努めること。
- 2) 使用を許可された施設以外の施設等に立ち入らないこと。
- 3) 所定の場所以外での火気使用及び喫煙をしないこと。
- 4) 危険物等を持ち込まないこと。
- 5) 使用を許可された設備品・用具等以外のものを移動したり、使用しないこと。
- 6) 使用する施設・設備等に特別の工作を、又は現状変更をしないこと。
- 7) 使用後は清掃し、整理整頓を行うこと。
- 8) 使用後は、窓等を閉め、火気・電気等のスイッチを切る等の安全を確認のうえ、施錠すること。
- 9) 使用後は、備品、鍵等を所定の場所に返還すること。
- 10) その他係員の指示に従うこと。

2. 個別事項

体育施設等を使用する者は、前共通事項に掲げるもののほか、各施設ごとに次の事項を遵守すること。

(1) 体育館

- ・専用の靴を使用すること。ただし、競技以外の目的のときは、ゴム底の靴又はスリッパを使用することができる。
- ・飲食、飲酒をしないこと。

(2) 運動場

- ・運動靴又は各専用のスパイクシューズを使用すること。ただし、スパイクの鋭利なものは、不可とする。
- ・雨、雪等荒天時には、使用をしないこと。

(3) テニスコート

- ・テニス専用の靴を使用すること。
- ・コート面を損傷させないよう十分注意すること。
- ・雨、雪等荒天時には、使用をしないこと。

(4) 講義室等

- ・近隣講義室等に支障がないよう、大声・高音等騒音を発しないこと。
- ・飲食、飲酒をしないこと。
- ・使用後の清掃・戸締まり等は、近くの廊下・階段等についても行なうこと。

宇都宮共和大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮共和大学学則第46条の規定に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

(出願)

第2条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- 一 入学願書(所定の様式)
- 二 履歴書及び健康診断書
- 三 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書
- 四 在職中の者は所属長の承諾書
- 五 在留カード(留学生のみ)

(入学時期)

第3条 入学時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(選考)

第4条 研究生の選考は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書に所定の入学金、授業料及びその他の納入金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員等)

第6条 教授会の議を経て指導教員を定める。

2 指導教員は、研究生に対する指導上、本学の特定の授業科目を受講させることが必要であると認めるときは、当該授業科目の担当教員の承認を得て受講させることができる。

3 前項の受講について、単位の修得は認めない。

(証明書の交付)

第7条 学長は、研究生が相当の研究成果をあげ、その証明を願い出たときは、研究証明書を交付することができる。

(退学)

第8条 研究生は、研究を中止し退学しようとするときは、その理由を付し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第9条 学長は、研究生が不都合な行為をし、又は研究を続けることが不相当と認められ

るときは、教授会の議を経て退学を命ずることができる。

(準用)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

宇都宮共和大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮共和大学学則第46条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(科目)

第2条 科目等履修生は、原則として、1年間に24単位を限度として授業科目を履修することができる。

(入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、高等学校を卒業した者又は教授会でこれと同等以上の学力があると認める者とする。

(出願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- 一 入学願書(所定の様式)
- 二 履歴書及び健康診断書
- 三 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書
- 四 在職中の者は所属長の承諾書
- 五 在留カード(留学生のみ)

(入学時期)

第5条 入学時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(受付期間)

第6条 科目等履修生の入学願書の受付期間は、2月1日から2月末日及び8月1日から8月末日までとする。

(選考)

第7条 科目等履修生の選考は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書に所定の入学金、授業料及びその他の納入金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第9条 科目等履修生の在学期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は、願出により1年に限り、その期間を延長することができる。

(単位の授与)

第 10 条 学長は、授業科目を履修した科目等履修生に対し、単位を授与する。

2 前項に規定する単位の授与については、学則第 24 条及び第 29 条の規定を準用する。

(証明書の交付)

第 11 条 学長は、科目等履修生が修得した単位、在学期間等について、その証明を願い出たときは、所定の証明書を交付する。

(退学)

第 12 条 科目等履修生が退学しようとするときは、その理由を付し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第 13 条 学長は、科目等履修生が不都合な行為をし、又は履修を続けることが不相当と認められるときは、教授会の議を経て退学を命ずることができる。

(準用)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

宇都宮共和大学外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮共和大学学則第46条の規定に基づき、外国人留学生に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で外国人留学生とは、日本以外の国籍を有する者でかつ在留資格「留学」を取得者(見込)、本学に入学を許可された者をいう。

(入学資格)

第3条 学部学生として入学できる外国人留学生は、学則第15条の規定に基づく資格を有し、かつ、修学に必要な程度の日本語を理解できる者とする。

(出願)

第4条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- 一 入学願書(所定の様式)
- 二 履歴書及び健康診断書
- 三 最終出身校の卒業(見込)証明書及び成績証明書
- 四 写真

2 前項各号の書類は、日本語で記載するか、又は日本語訳を添付しなければならない。

(入学時期)

第5条 入学時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(選考)

第6条 外国人留学生の選考は、別に定めるところにより教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他の所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料、施設設備費及びその他の納入金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第8条 外国人留学生は、入学手続に際し保証人を定めなければならない。

2 保証人は、身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経費等について、一切の責任を負うことができる者でなければならない。

(教育課程、履修方法及び卒業要件等)

第9条 教育課程、履修方法及び卒業要件については、学則の定めるところによる。

第10条 本学を卒業した者には、学士(経済学)の学位を授与する。

(外国人研究生等)

第11条 外国人で研究生又は科目等履修生として入学を志願しようとするものは、それぞれ宇都宮共和大学研究生規程又は宇都宮共和大学科目等履修生規程のほか、この規程を準用する。

(準用)

第 12 条 この規程に定めるもののほか，学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は，平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止・啓発宣言

宇都宮共和大学 学長

本学は、建学の精神である「人間形成の教育（全人教育）」に基づき、「時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成すること（学則第1条）」をその目的としています。こうした豊かな人間性と社会性を兼ね備えた人材の育成をめざす大学として、性・年齢・国籍・人種・社会的地位において学生・教職員・関係者（大学構成員）すべてが対等な人格であり、その人格が尊重されるべきと考えます。本学では、個々人の本質的平等と尊厳を深く認識し、教育研究の場にふさわしい環境づくりを目指します。そのために本学では、あらゆるキャンパス・ハラスメントを防止啓発する（気づき、しない・させない、許さない）ことを宣言します。

キャンパス・ハラスメントとは、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の教育・研究の場又は職場において、不適切な言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいいます。これらを防止するためには、大学構成員がキャンパス・ハラスメントについて深く理解し、常に自らを戒めることが大切です。

特に、教職員は学生に対して厳正・中立・公正・公平に教育指導・評価を行う責任ある立場にあります。良かれと思った指導でも、相手に精神的な苦痛をあたえてしまう場合があること、自己の立場が優位であればあるほど相手は拒絶の意思表示をすることが困難になることを肝に銘じます。

日頃から十分なコミュニケーションを心がけていたとしても、人の感受性はそれぞれであることから、相手の気持ちを十分に理解することは容易なことではなく、キャンパス・ハラスメントの防止啓発には日々の努力が重要です。

ハラスメントの相談があった場合、本学は組織的に相談者のプライバシー保護とハラスメント阻止を迅速に行い、相談者・協力者にいかなる不利益な取扱いがなされないことを徹底します。その上で、キャンパス・ハラスメント防止啓発規程に沿って事実の確認、行為者への厳正中立な対処、被害者の救済等を円滑に行い、その原因を究明して、さらなる再発防止策を実施します。

ですから、身体的・精神的な苦痛が発生する場合等ハラスメントを受けた場合には、一人で悩まずに、安心して本学が設置する相談窓口にご相談してください。

宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本学キャンパス・ハラスメント防止・啓発宣言に基づき、本学関係機関等におけるハラスメントを防止するとともに、ハラスメントが発生した場合の適切な措置を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) キャンパス・ハラスメント

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の教育・研究の場又は職場において、不適切な言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいう。

(2) セクシャル・ハラスメント

相手に対する性的な言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいう。性別により役割を分担すべきであるとの意識に基づく言動、性的指向及び性自認に関する不適切な言動も含む。

(3) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教育・研究上の優越的な関係を背景にした業務の適正な範囲を超えた言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究環境を害することをいう。

(4) パワー・ハラスメント

職場において、職務上の優越的な関係を背景にした業務の適正な範囲を超えた言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は就業環境を害することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の教職員、学生その他本学で教育を受け、研究を行う者（以下「本学構成員」という。）の相互間によるハラスメントについて、学内・学外、正課・課外、就業時間内・外等、時間・場所を問わず適用する。

2 この規程は、本学構成員と、本学と教育・研究上又は職務上の関連性のある関係者との間のハラスメントにも適用する。

(本学と本学構成員の責務)

第4条 本学は、ハラスメントの発生を防止するために、以下の措置を講じる責務を負う。

- (1) ハラスメントの内容、方針等の明確化と周知・啓発。
- (2) 行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発。
- (3) 相談窓口の設置。
- (4) 相談に対する適切な対応。
- (5) 事実関係の迅速かつ正確な確認。
- (6) 被害者に対する適正な配慮の措置の実施。
- (7) 行為者に対する適正な措置の実施。
- (8) 再発防止措置の実施。
- (9) 業務体制の整備など、本学や本学構成員の実情に応じた必要な措置。
- (10) 当事者などのプライバシー保護のための措置の実施と周知。
- (11) 相談、協力等を理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発。

2 本学構成員は、ハラスメントの発生を防止するために、以下の責務を負う。

- (1) 第2条に定めるハラスメントを行ってはならない。
- (2) ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、他の本学構成員に対する言動に必要な注意を払う。
- (3) 本学の講ずる前項の措置に協力する。

第2章 キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会

(委員会の設置・構成)

第5条 本学は、第1条の目的を達成するため、各学部にキャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第6条 この委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント防止に関する情報収集、研修・啓発活動の推進。
- (2) ハラスメントに関する相談とその対応。
- (3) ハラスメント問題の処置に関する学長及び副学長、学部長もしくは事務局長への勧告。
- (4) ハラスメント問題における被害者の支援。

(委員会の組織・任期・運営)

第7条 委員会は、各学部の教授会から選出された教員若干名及び職員若干名をもって組織する。

- 2 委員長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 キャンパス・ハラスメント相談

(キャンパス・ハラスメント相談窓口・相談員)

第8条 委員会は、第6条で掲げられた任務を果たすために、キャンパス・ハラスメント相談員を任命しなければならない。

- 2 相談員は、専門的な研修等を受けた教職員を任命する。
- 3 相談員の氏名及びその学内の連絡先は、毎学年度の始めに公表する。

(任務・任期)

第9条 相談員の任務は次に掲げる事項とする。

- (1) 本学構成員のハラスメントに関する相談に応じる。
 - (2) 前号の相談等について報告の必要性が認められる場合は、次条1項に定めるところにより、ただちに委員会に報告する。
- 2 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会への報告)

第10条 相談員は、相談に係る事案について対応が必要であると認めるときは、直ちに委員会に報告し、対応を協議するものとする。この場合においては、報告については、できる限り相談者の承諾を得るものとする。

- 2 前項の申出を受けた委員会は、学長、副学長、学部長、事務局長、または関係者に対する被害拡大を予防するための対応要請その他の必要な措置をとることができる。
- 3 第1項の申出を受けた委員会は、必要と認めるときは、ハラスメントをしたとされる者、関係者から事情を聴取し、解決のための調整をする。

第4章 ハラスメント被害申立てへの対応

(ハラスメント被害申立て)

第11条 ハラスメント被害者は、事案の解決のために、相談員を通じて、ハラスメント被害申立て(以下「申立て」という。)をすることができる。

(事案解決の方法の選択)

第12条 委員会は、申立てに係る事案の解決の方法として、通知、調整、調査のいずれかの手続を2ヶ月以内を選択することができる。

2 委員会は、申立てに明らかに理由のないとき又は委員会において対応することが相当でないときは、申立てを受理しないことができる。この場合においては、申立人にその理由を通知しなければならない。

3 委員長は、申立てに係る事案が重大又は緊急の対応が必要であると認めるときは、直ちに学長に報告する。この場合においては、報告について、できる限り申立人の承諾を得るものとする。

4 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、前項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。

(緊急措置)

第13条 委員長は、申立てに係る事案について、緊急の対応が必要と認めるときは、学長、副学長、学部長、事務局長、又は関係者に対する対応要請その他必要な措置をとる。

(申立ての取下げ)

第14条 申立人は、申立てに係る通知、調整、調査が終了するまでは、申立てを取り下げることができる。

(通知)

第15条 委員会は、相当と認めるときは、被申立人に対し、申立ての概要を通知し、注意を喚起する。

2 前項の通知は、申立人を匿名にすることができる。

(調整)

第16条 委員会は、相当と認めるときは、申立人、被申立人及びその他の関係者から事情を聴取し、必要により、学長、副学長、学部長、事務局長、及び関係者の協力を求め、当事者に対し就学上又は就労上の措置又は配慮を行うことにより、柔軟かつ迅速に事案の解決を図る。

(調整の方法)

第17条 学長、副学長、学部長、事務局長、及び関係者は、委員会から必要な措置を求められたときは、これに協力するものとする。

(調整の終了)

第18条 委員会は、調整が整う見込みがないと判断したとき、その他調整を継続することが相当ではないと判断したときは、調整を終了することができる。

(調査)

第19条 委員会は、相当と認めるときは、申立て事案について調査を行う。

- 2 調査は、キャンパス・ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)において実施することとする。

(調査委員会)

第20条 調査委員会は、学長から教授会に諮問し、教授会の議を経て、学長が設置する。

- 2 調査委員会は、教授会の議を経て学長が指名する3名以上5名以内の調査委員をもって構成する。
- 3 学長は、調査委員として、弁護士その他学外の中立性が担保される専門家を委員として指名することができる。
- 4 調査委員の構成については、性別及び所属部局等に留意するものとする。
- 5 調査委員会には委員長を置き、調査委員の互選によって定める。
- 6 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、第1項ないし第3項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。

(調査の方法)

第21条 調査委員会は、必要に応じて、申立人、被申立人及びその他の関係者からの事情聴取等の事実調査を実施する。

- 2 事情聴取を求められた本学構成員は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。
- 3 調査委員会は、調査の経緯及び内容について、必要と認める範囲で、申立人及び被申立人に通知する。

(調査報告書)

第22条 調査委員会は、調査結果及びハラスメント該当性等に関する調査報告書を作成し、委員会に提出する。

- 2 調査委員会は、その設置後3か月以内に調査報告書を提出するよう努めなければならない。

(調査の終了)

第23条 委員会は、調査委員会が調査を完了する見込みがないと判断したとき、その他調査委員会が、調査を継続することが相当ではないと判断したときは、学長に報告し、学長は調査終了を決定することができる。

(学長への報告)

第24条 委員会は、調査委員会から提出された調査報告書を検討し、事案の解決のために必要と認められる措置案を付した報告書を学長に提出する。

2 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、前項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。

3 委員会は、調査委員会の調査結果について、必要と認める範囲で、申立人及び被申立人に通知する。

(大学としての措置)

第25条 学長は、委員会から提出された報告書につき、相当と認めるときは、関係者に対し必要な措置をとるものとする。

2 学長は、相当と認めるときは、教授会の議を経て懲戒処分その他の人事上の手続をとるものとする。

3 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、第1項および前項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。

(不服申立て)

第26条 申立人は、調査結果または関連する措置等につき、不服があるときは、学長に対して不服申し立てすることができる。

2 申立人によって不服申立てがなされたとき、学長は、調査結果または関連する措置等につき、速やかに書面によって理由を提示しなければならない。

3 学長が被申立人であるときその他学長に支障があるときは、第1項および前項中「学長」とあるのは「副学長、学部長、または事務局長」と読み替えるものとする。

第5章 手続関係者の責務

(守秘義務)

第27条 この規程に基づく相談又は申立ての手続に関与した者（以下「手続関係者」という。）は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止)

第28条 本学構成員は、相談者、申立人、被申立人、その他の手続関係者のプライバシーを保護するよう配慮しなければならない。

2 被申立人その他の本学構成員は、相談者、申立人、その他の手続関係者に対し、この規程に基づく相談又は申立ての手続に関与したことを理由として、教

育・研究上又は就労上の不利益な取扱い、嫌がらせ、妨害、報復等をしてはならない。

以上

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止に関する規程（平成18年4月1日施行）
 - (2) 宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会に関する規程（平成31年4月1日施行）
 - (3) 宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント相談員に関する規程（平成18年4月1日施行）
 - (4) 宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント調査委員会に関する規程（平成18年4月1日施行）

以上